

障がい（児）福祉計画の計画期間の大阪府の考え方について（案）

国的基本指針	大阪府の考え方（案）
<p>障害福祉計画等は、三年を一期として作成することを基本とし つつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の 影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とする。ただし、 国がこの指針を改定した時点において、都道府県及び市町村が報 酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見 直し等を踏まえて、支給実績、障害福祉に関するニーズ、事業者 の状況等について調査、分析及び評価を行い、その結果として算 出されたサービス見込量と既存のサービス見込量について乖離 が生じた場合はサービス見込量の変更について三年を一期として 必ず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標 及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画 期間の途中であっても見直しを行うこと。</p>	<p>国指針を踏まえ、大阪府においては、障がい福祉計画等を三年 を一期として作成する。</p> <p>市町村においては、地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の 有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とするが、その場合にお いても、三年を一期とした成果目標及び活動指標を設定し、大阪 府に対し報告を行うこととする。また、国が基本指針を改定した 時点において、報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、 他の行政計画の見直し等を踏まえて、支給実績、障害福祉に関する ニーズ、事業者の状況等について調査、分析及び評価を行い、 その結果として算出されたサービス見込量と既存のサービス見 込量について乖離が生じた場合はサービス見込量の変更につ いて三年を一期として必ず計画に反映させるとともに、新しい指針 を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要が ある場合には計画期間の途中であっても見直しを行うこと。</p> <p>計画期間の設定について</p> <p>大阪府においては、障がい福祉計画等について、国における三 年毎のサービス提供のあり方の見直しを含めた障がい福祉サー ビス等報酬改定の内容等を踏まえて作成する必要があり、この改 定等に合わせた計画期間とすることが合理的である。</p> <p>また、障害者基本法に基づく障がい者計画（計画期間六年）と 一体的に策定していることからも三年を一期とすることが望ま しい。</p>